



**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(教・教育企画課)

押印を求める手続の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定め、公布する。

令和3年3月26日

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二 美 男

**富山県教育委員会規則第2号**

押印を求める手続の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

(富山県教育委員会教職員等永年勤続表彰規則の一部改正)

**第1条** 富山県教育委員会教職員等永年勤続表彰規則(昭和45年富山県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

様式中「**印**」を削る。

(富山県教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則の一部改正)

**第2条** 富山県教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則(平成17年富山県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「**印**」を削る。

(富山県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部改正)

**第3条** 富山県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(昭和56年富山県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「並びに**印鑑証明書**」を削り、「、定款」を「並びに定款」に改め、同条第4号中「及び**印鑑証明書**」を削り、同条第5号及び第6号中「、就任承諾書及び**印鑑証明書**」を「及び就任承諾書」に改める。

(富山県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

**第4条** 富山県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年富山県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項各号列記以外の部分中「記載し、主宰者がこれに記名押印する」を「記載する」に改める。

第22条第1項各号列記以外の部分中「作成し、これに記名押印する」を「作成する」に改める。

様式第4号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第5号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第6号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第7号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第8号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第10号中「㊟」を削る。

様式第12号中「印」を

「  
主宰者の職名及び氏名  
に改める。  
」

様式第13号、様式第14号及び様式第17号中「㊟」を削る。

（富山県教育職員免許状に関する規則の一部改正）

**第5条** 富山県教育職員免許状に関する規則（昭和43年富山県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）1を削り、同様式（注）2を同様式（注）とする。

様式第3号（裏）中

「  
① 氏名は戸籍に記載されている文字を用いて本人が自署し、又は記名押印すること。  
② 記入事項は、すべて年月順に記入すること。  
③ 休職、退職等は、朱書のこと。  
」を

「  
① 記入事項は、すべて年月順に記入すること。  
② 休職、退職等は、朱書のこと。  
」に

改め、同様式（裏）（注）1中「に所属長の原本証明をしたもの」を削る。

様式第5号（注）1を削り、同様式（注）2を同様式（注）とする。

様式第8号(注)中「に所属長の原本証明をしたもの」を削る。

様式第8号の2及び様式第9号中「㊦」を削る。

様式第10号及び様式第11号の(注)を削る。

様式第13号中「㊦」を削る。

様式第14号中「

学校長 氏名 職印
-----------------

」を「

学校長 氏名
-----------

」に改め、「㊦」を削る。

様式第15号の2中「㊦」を削る。

様式第22号(注)を削る。

様式第23号中「印」を削り、同様式(注)を削る。

様式第24号中「印」を削り、同様式(注)を削る。

様式第25号及び様式第26号の(注)を削る。

様式第27号中「印」を削り、同様式(注)を削る。

様式第28号中「印」を削り、同様式(注)を削る。

(富山県立図書館条例施行規則の一部改正)

**第6条** 富山県立図書館条例施行規則(昭和39年富山県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

(富山県博物館の登録に関する規則の一部改正)

**第7条** 富山県博物館の登録に関する規則(昭和27年富山県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊦」を削る。

第2号様式中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

第4号様式及び第5号様式中

「設置者 氏 名㊦  
を  
(氏名を自署する場合は、押印を  
省略することができる。) 」

「設置者 氏 名」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、  
所要の調整をして使用することができる。

(教・教育企画課)

訓 令

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和3年3月26日

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二 美 男

**富山県教育委員会訓令第1号**

本 庁  
出先機関  
教育機関

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県教育委員会文書管理規程（昭和62年富山県教育委員会訓令第1号）の一部  
を次のように改正する。

「 年 月 日  
様式第10号中 

公 印	公 印	文 書	主 務
管 理 者	主 任	責 任 者	

 を

「 年 月 日」に改める。

様式第11号中 「年 月 日」  

教育企画 課 長	公 主	印 任	文 書 責任者	主 務

を

「年 月 日」に改める。

### 附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

(教・教育企画課)

富山県教育委員会職員き章に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和3年3月26日

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二 美 男

### 富山県教育委員会訓令第2号

本 庁

出先機関

教育機関

富山県教育委員会職員き章に関する規程の一部を改正する訓令

富山県教育委員会職員き章に関する規程（昭和36年富山県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2号様式中「印」を削り、「き損）しました」を「毀損）しました」に、「紛失（き損）き章番号」を「紛失（毀損）き章番号」に改める。

### 附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

(教・教育企画課)

富山県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和3年3月26日

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二美男

**富山県教育委員会訓令第3号**

県立学校

富山県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

富山県立学校職員服務規程（昭和32年富山県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「7日」を「8日」に改める。

第1号様式から第3号様式までの規定中「㊤」を削る。

**附 則**

（施行期日）

1 この訓令は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の富山県立学校職員服務規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（教・教職員課）

富山県教育委員会事務局及び富山県立学校職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和3年3月26日

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二美男

**富山県教育委員会訓令第4号**

本 庁

出先機関

教育機関

## 県立学校

富山県教育委員会事務局及び富山県立学校職員被服等貸与規程の一部  
を改正する訓令

富山県教育委員会事務局及び富山県立学校職員被服等貸与規程（昭和43年富山県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2項中「炊事婦」を「炊事員」に改める。

別記様式中「

受領印
-----

」を「

受領 (自署又は印)
---------------

」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の富山県教育委員会事務局及び富山県立学校職員被服等貸与規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（教・保健体育課）